

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	地区計画等の内容に適合した建築物で、条例で地区施設の整備状況に応じた容積率の最高限度の適用除外認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の4第1項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>当該認定は、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について（技術的助言）（平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号）の6. 特定行政庁の認定を準用する。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>認定については、30日を原則とする。</p>